

令和5年 上里町教育委員会 第10回 定例会会議録

上里町教育委員会

令和5年第10回上里町教育委員会定例会 議事日程

日 時 令和5年10月24日（火）午後2時30分
場 所 上里町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 議 事

- (1) 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
- (2) 議案第30号 令和5年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
- (3) その他

4 教育長報告

5 その他の事項

次回の教育委員会日程について 日 時 令和5年11月 日（ ） 時 分
場 所

6 閉 会

【 休 憩 】

○ 教育委員会報告・連絡会議

令和5年第10回上里町教育委員会会議録

招集月日	令和5年10月24日(火)		招集場所	上里町役場 3階 教育委員会室	
会議日程	開 会	午後2時30分	閉 会	午後2時43分	
招集者及び宣告者	教育長 齊藤 雅男		議 長	教育長 齊藤 雅男	
委員出席状況	教 育 委 員		説 明 の た め に 出 席 し た 職 員	教育総務課長	望 月 誠
	教 育 長	○ 齊 藤 雅 男		教育指導課長	櫻 井 達 夫
	委 員	○ 高 階 良 雄		生涯学習課長	金 井 憲 寿
	委 員	○ 阿 久 戸 嘉 彦		教育総務課長補佐	吉 村 香 織
	委 員	○ 岸 本 真 紀			
	委 員	○ 池 田 浩 美			
	※出席者○印・欠席者×印				
会 議 進 行 状 況	1. 開会		＜挨拶・開会宣言＞		
		教育長			
	2. 前回会議録の承認		前回会議録の確認をお願いします。ご質疑等ございましたらご発言願		
		教育長	います。		
		委員	＜特になし＞		
		教育長	特にないようですので、前回の会議録につきましては、ご承認いただけ		
			けたものといたします。事務局は手続きをお願いします。今回の会議録		
			署名委員は、池田委員にお願いいたします。		
	3. 議事		それでは、議事に入りたいと思います。本日は承認案件が1件、議案		
		教育長	が1件となります。なお、議案第30号は、個人情報が含まれる内容で		
			ありますので、会議の内容を非公開といたしたいと思いますが、いかが		
			でしょうか。		
		委員	＜了解＞		
		教育長	議案第30号につきましては、会議の内容を非公開とさせていただきます。		
		それでは、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」を議			
		題といたします。			
		事務局、説明をお願いします。			

会 議 進 行 状 況	教育総務課長補佐	ご提案申し上げました 承認第5号「上里町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示について」ご説明申し上げます。
		提案理由でございますが、上里町教育委員会事務局事務の円滑化を図るため、上里町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正したため、本案を提出するものであります。
		概要でございますが、子ども・子育て支援交付金交付要綱の改正により、低所得世帯に対する補足給付額が4,500円から4,700円に変更となったため所要の改正を行うものであります。
		続きまして、内容でございます。
		専決処分書でございます。改正後の要綱は、令和5年4月1日遡及適用となるため、施行日の10月1日に専決処分をしたものであります。
		次のページの新旧対照表をご覧ください。右側の改正前、第4条では、補足給付費の額について、1月につき、1人当たり4,500円を上限とし、4,500円を下回る場合は、当該現に食事の提供に要した費用の額と規定しておりましたが、左側の改正後は1月につき、1人当たり4,700円を上限とし、4,700円を下回る場合は、当該現に食事の提供に要した費用の額といたします。
		また、附則としてこの要綱は、施行期日を令和5年10月1日とし、令和5年4月1日から適用するものといたします。
		以上で、上里町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示についての提案及び概要説明とさせていただきます。
		慎重審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
		教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますか。
		委員 <特になし>
		教育長 承認第5号の件につきましては、事務局提案のとおり承認することよろしいでしょうか。
		委員 <異議なし>
		教育長 ありがとうございます。

会 議 進 行 状 況		承認第5号は、事務局提案のとおり承認されました。
		続きまして、議案第30号「令和5年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について」を議題といたします。
		事務局、説明をお願いします。
	教育総務課長補佐	議案第30号「令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」ご説明申し上げます。
		提案理由でございますが、要保護及び準要保護児童生徒を認定し、学校運営の円滑化を図るため、本案を提出するものであります。
		概要及び内容についてご説明申し上げます。
		はじめに概要でございますが、令和5年9月19日から10月13日までに申請のありました、新規の申請者について、上里町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱第5条に基づき認定を行いたいものであります。
		続きまして、認定内容でございます。認定区分が「準要保護」の新規1件1名であります。詳細は別紙のとおりです。なお、認定開始は令和5年10月1日からとなります。
		以上で議案第30号「令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」の提案及び内容説明とさせていただきます。
		慎重審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
		<申請者の詳細説明内容・質疑応答の内容は非公開>
	教育長	議案第30号につきましては、事務局提案のとおり決することによってよろしいでしょうか。
	委員	<異議なし>
	教育長	ありがとうございます。議案第30号は、提案のとおり決定されました。続きまして、「その他」ですが、委員の皆様から何かご提案等ございますか。
	委員	<特になし>
4. 教育長報告	特に無いようですので、教育長報告に移らせていただきます。まず	
教育長	始めに、本庄上里学校給食組合教育委員会委員の改選についてです。高階委員が12月19日をもって任期満了となることから、後	

会 議 進 行 状 況		任を推薦する必要があります。高階委員には、現在、職務代理をお願いしているところですので、こちらにつきましても、引き続きお願いしたいと思います。皆様いかがでしょうか
		<異議なし>
	委員	高階委員、よろしいでしょうか。
	教育長	<了解>
	高階委員	ありがとうございます。高階委員、よろしく願いいたします。
	教育長	なお、町で推薦した候補者は、12月に予定されております本庄上里学校給食組合議会第2回臨時会において同意を得たうえでの任命となります。
		続きまして、別紙をご覧ください。9月定例教育委員会以降の行事等でございます。
		9月27日に社会科副読本編集委員会がございました。9月28日は更正保護女性会北部地区研修会がワープ上里でございました。10月1日及び15日は公民館祭りがございました。4年振りで午前中の開催でしたが、沢山の方々にお越しくございました。10月5日に9月議会が閉会となりました。10月8日、スポーツイベント2023をこのはなパークで賑やかに行うことができました。10月14日は「このはなマルシェ」がこのはなパークにおいて開催され地域のお店や移動販売車等が出店し1,000名を超える方にお越しいただきました。10月17日に第5回北部地区教育長協議会が本庄地方庁舎で、10月18日に町村教育長会議が小川町で開催されました。10月20日には教育委員の皆様にお世話になり公民館訪問を行いました。
		10月21日は町内小学校の運動会でございます。町長と私、教育指導課長の3人で回らせてもらいました。10月23日、昨日ですが県の副教育長が北部の学校を訪問するというので、午前中に上里中学校を訪問されました。この後は記載のとおりです。
		最後に10月31日に教育委員会連合会理事会在神川町で開催される予定です。
	5. その他の事項	続きまして、その他の事項としまして、委員の皆様から何かございますでしょうか。
	教育長	

会 議 進 行 状 況	委員	<特になし>
	教育長	ないようですので、最後に次回の定例教育委員会の日程をお諮りいたします。11月22日（水）午前9時30分からお願いしたいと思います。委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。
	委員	<了解>
	教育長	次回の定例委員会は、11月22日（水）午前9時30分から、3階の教育委員会室で行います。
	6. 閉会	本日の議事につきましては、すべて終了いたしました。以上をもちまして、10月の定例教育委員会を閉会とさせていただきます。
	教育長	
		会議録署名人（教育長）
		会議録署名人（委員）
		会議録調製者（教育総務課長） 望月 誠